

19中地交第5号  
2020年2月18日

日本郵便株式会社中国支社  
支社長 篠原 勝則 殿

郵政産業労働者ユニオン中国地方本部  
執行委員長 小野 康邦 ㊟

### 2020年春季生活闘争の要求

かんぼ生命問題の終息が見えないままでの20春闘を迎えるにあたって、中国地本として労働条件の低下は一切認めない立場で臨みます。賃金はもちろん長時間労働、休暇について以下の要求を提出しますので、誠意ある回答を3月11日までをお願いします。

#### 記

- 1、確実に休暇（計年、非番日等）が取れる体制を各職場で構築するため大幅な増員をおこなうこと。
- 2、募集してもなかなか集まらない現状、新規採用を多く採用すること。
- 3、短期アルバイトと長期期間雇用社員の時給逆転現象を解消するため、支社本社間で対策を講ずること。
- 4、長期期間雇用社員に正社員と同様に有給の病気休暇を与えるよう本社に要望すること。
- 5、ゆうパックの配達指定時間を書留等の郵便物と同じ時間帯指定とするよう本社とすり合わせること。
- 6、長期期間雇用社員からの正社員登用人数を明らかにすること。
- 7、地域基幹職、新一般職の20年度採用者数と21年度採用予定者数を明らかにすること。
- 8、中国支社管内における以下の社員数、割合を明らかにすること。
  - （1）地域基幹職の人数、割合を明らかにすること。
  - （2）新一般職の人数、割合を明らかにすること。
  - （3）高齢再雇用社員の数、割合を明らかにすること。
  - （4）非正規（月給制及び時給制）社員の数、割合を明らかにすること。
- 9、高齢再雇用社員の配転はおこなわないこと。
- 10、65歳を理由にしての雇い止めは行わないこと。
- 11、正社員の基本給を月額20000円以上、引き上げること。

- 1 2、全社員（正社員、非正規社員）の年間一時金を4・4月とすること。
- 1 3、ノルマ（個人指標・班指標）をなくすこと。

以上